

平成22年(ワ)第591号 MOX燃料使用差止請求事件

原告 石丸ハツミ、外129名

被告 九州電力株式会社

弁論再開の申立

2014(平成26)年10月30日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二三夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



復代理人

弁護士 谷 次 郎



原告らは、以下の理由により、弁論の再開を申し立てる。

記

1 被告の準備書面21の第3の主張について

被告の準備書面21は、平成26年9月19日つまり結審の日に出され、原告ら代理人は法廷に入ってからさらっと見ただけである。後に、よく検討すると、第1項、第2項はこれまで論じられてきた問題について補充的な主張であるが、「第3 被覆管の損傷・炉心の著しい損傷に至らないこと」においては、「ペレット溶融が始まる事態を想定しても、通常運転中の原子炉においては、燃料棒の外側は冷却水に接し冷却されているため、被覆管の温度が急激に上昇することは考えられず、被覆管の温度が900℃に達することはなく、従って原告らの主張するような事態が発生することはない」と主張している。

2 しかも、被告のこの主張は、スリーマイル島事故における水-ジルコニウム反応が燃料棒の外側に冷却水が存在しない（水面から出ている）燃料棒上部について発生したと結びつけて、冷却水につかっているかぎり被覆管の温度が急激に上昇することは考えられないと結論づけている。

3 しかし、被告のこの主張は、科学の知識に反する主張であるから、明確な根拠と証拠をもってその誤りを明らかにする必要がある。

よって、弁論の再開を求める次第である。

以 上